

対し、政府より、本案においては建物滅失が一市區町村につき千戸以上を大体のめやすとし、かつ借地問題の起り、その所を指定する建前であるが、今回の中東、東北の風水害は、空襲または流失の戸数が、一市區町村單位に見ると、さほど大きな数字に上つてないし、またあまり大きな土地でもないから、目下のところ借地問題が起るおそれがないものと考え、指定災害から除外されている旨の答弁であつたのであります。

が、去る八日の各新聞は、林國務大臣が七日の閣議において、去る一日鈴木並びに西尾両國務大臣の発言がまたたく虚構に基くものであり、このことは内閣の統一を阻害するとして、その罷免を強く要求したと報道しておるであります。この発言の内容は明らかにされたのでありますて、これを毎日新聞によつて読み上げまするならば「民主主義憲法のもとににおいて、あまりにふさわしからぬ陰陥なる事実が次々と出てくるので、私は紳士としてとうていかかる席で申し上げるに忍びない。しかし閣僚の身上に関して虚構の事実を捏造し、閣議でうそ、でたらめを申されたことだけはもはや動かし得ない事実であつて、實に前例を見ない惡質の陰謀」と、はつきり言明をいたされておるのであります。このよううに林國務大臣は明確にされているのであります、一方、今なお世間にいろいろの疑点を残しながら罷免されました平野前農林大臣は、六日の読賣新聞に寄せられまして、その手記「首切らるるの記」の文中において、かようなことを言つていらつしやる。すなわちこの内容を読みますと、「西尾君が自分を内閣から追い出されることは、あることが具体的に明らかになつたので、非常に憤慨した。」さらに「片山総理はまったく政治的陰謀のロボットとして、國民の批判の前に立たねばならぬ時が来るであろう。」かようによううな責任の地位にあつた人々が「二平野さんは言つておられます。

人までも閣議の席上において、一方では天下の読賣新聞において、これを世の中に公示されておるのであります。このことは、事の眞偽はいすれにいたしても、内外に及ぼしたところのその影響は実に大きいのであります。これはこのまま決して隠らるべきものではないのであります。政府はこの事實を明らかにせらるべきところの責任があるのであります。この際鈴木、西尾兩大臣と林國務大臣は、本國会を通じてその真相を明らかにし、それ／＼の立場より責任を明確にされんことを要求するものであります。(拍手)

次にお尋ねいたしたいことは、問題の人平野さん、林さんの資格審査が急がれておるということあります。が、これまた國民に大きな疑問を與えております。これまで追放令の行使が政事の具に供されておるという風評は、諸君もすでにお聞き及びの通りであります。われく政治家は申すまでもなく、國民すべてがそこぶる遺憾に思つておるところであります。かかる際において、平野、林両氏の審査がことさらに急がれておると、いふことは、たどい中央公職選否審査委員会が独自の見解で行うとしたしましても、本委員会が總理の指揮監督下にありまする以上、追放令にかかるところの世の風評はまことにゆえなきにあらずと断ぜられても、弁解の余地はないと存ずるのであります。審査委員会の事務局長が、世間がたいへん騒がしくなつたから、あなたの審査を急速に行なつたのも、あした中に反証を出してもらいたい、あした中に反証を出してもらいたいということを林國務大臣に申し入れたと聞くのであります。世間で問題になつておるのは、ただ單に林、平野両氏ばかりではなく、そこにおいでの方、鈴木さんにいたしましても、西尾さんにいたしましても、芦田さんにいたしましても、さらに森戸さん、米澤さん、鶴森さんなど多數にあるのであります。特に西尾さんの場合などは、相当根拠があると思はれるような公開状まで公にされ、むしろこの方が國民注視的であるということは、總理も御承知のはずであります。今回の林國務大臣の問題を、追放決定によりまして解決するとしておるならば、それこそ高度

民主主義も道義政治も身辯するであります。総理の御見解を承りたいのであります。

最後に、ただいま北浦君からも駁戻しに糾明されたのであります。新聞紙の誤傳、誤報の問題であります。先ほど北浦君が申された通り、本会議におけるところの同僚議員の質問に対し、追放は誤傳だ、追放を宣傳した人の責任を問えということだが、誤傳ではないと総理は答弁されておる。その後この問題が、おそらく問題になるだろうと思つておつたら、案の定、内閣記者団から強硬なる取消しの要求があつた。総理はとうへん陳謝されたといふのは事実は、東京新聞にもはつきり書いてある。これを見て読みます。「誤報といったのは言ひ過ぎであつて、眞美は前農相問題に当つて私が勘違いして……」どういふうふうに勘違いされたか。「なあこれが取消を意味しているのかとの記者團の質問に対し、大体遺憾の意を表すという言葉は取消を含んだ遺憾の意で……」と、はつきり書つておる。私は、「これはまことに奇態なことだと思つております。事實とするならば、最も權威あるべき國会の言論を、一國の總理自身みづからが汚辱されたものであります。断じてわれ／＼は黙認することができないのであります。私はあらためて誤報であるのかどうかをお尋ねいたしたい。もちろん、われ／＼は過日の本会議における答弁をもつて承知するものではあります。総理が記者会に陳謝された内容と著しく相違をいたしましたがゆえに、一般國民は異議

な感を抱いておるのであります。ゆえに、重ねてお尋ねをいたすのであります。万一誤報、誤傳でないとするならば、未確定の追放問題を確定せることなく宣傳したところの責任者をあらためて糾明されねばならないのです。今度はひとつ、訂正なしの顛をきめての御答弁を要求してやまない次第であります。

【國務大臣片山哲君登壇】

○國務大臣(片山哲君) 閣議の内容経過はここで申し上げるわけにはまいりません。

追放の問題は資格問題でありまして、中央資格審査委員会において公正に審議されることと存じます。

第三の、遺憾の意を表しましたことにつきましては、先ほども申しました通り、私の言葉が足らず、私の考えが十分に現われなかつたことを遺憾に思つておるのであります。決して報道機関を尊重する意思においては変りがないというふうことを申し上げるのであります。

なお、その責任を追究するという問題については、前回お答えいたしました通りであります。その責任を追究する必要がないと考えておる次第であります。

〔國務大臣西尾末廣君登壇〕

○國務大臣(西尾末廣君) 石原君の御質問にお答えいたします。林國務大臣の、新聞記事に載つております問題につきましては、閣議の席上のことを述べておるようではありますが、閣議は御承知のごとく祕密会議でありますし、閣議でだれがどう言った、こう言つたということを世間に発表することは、

國務大臣西尾末廣君登壇

な感を抱いておるのであります。ゆえに、重ねてお尋ねをいたすのであります。万一誤報、誤傳でないとするならば、未確定の追放問題を確定せることなく宣傳したところの責任者をあらためて糾明されねばならないのであります。今度はひとつ、訂正なしの腹をきめての御答弁を要求してやまない次第であります。

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 開議の内容經過はここで申し上げるわけにはまいりません。

追放の問題は資格問題でありまして、中央資格審査委員会において公正に審議されることと存じます。

第三の、遺憾の意を表しましたことにつきましては、先ほども申しました通り、私の言葉が足らず、私の考えが十分に現われなかつたことを遺憾に思つておるのでありますし、決して報道機関を尊重する意思においては変りがないということを申し上げるのであります。

なお、その責任を追究するという問題については、前回お答えいたしました通りであります。その責任を追究する必要がないと考えておる次第であります。

〔國務大臣西尾末廣君登壇〕

○國務大臣(西尾末廣君) 石原君の御質問にお答えいたします。林國務大臣の、新聞記事に載つております問題につきましては、閣議の席上のことを述べるようではあります。閣議は御承認のごとく秘密会議であります。閣議でだれがどう言つた、こう言つたということを世間に発表することは、

まことに遺憾であります。従つて私は、開議の内容につきましてとやかく

論議は避けたいと思うのであります。ただ林國務大臣のこの問題の取扱方にについては、きわめて重大な点において林國務大臣は思い違いをしておられますということを、私は申し上げておきたいと思うであります。

それから平野前農林大臣の問題でありますが、これは平野君がああいう立場に立たれたのでありますから、その立場上いろいろなことを言われるその心持は十分に理解できるのであります

が、この問題については、一々私がいろいろお答えしてこの問題を明らかにする時期になつております。おのずから時がこの問題を解決するだらうと考えるのであります。

〔國務大臣鈴木義男君登壇〕

○國務大臣(鈴木義男君) 石原君の御質問にお答えいたします。林國務大臣の一身上の問題については、いろいろ傳えられるところがありますが、いずれも正確とは申し上げかねるのであります。そのうち御報告申し上げる時期が参ると存じますが、ただいまはまだその時期ではないであります。私が十一月一日の開議しかも新聞以外は全部屏けまして、特に祕密開議において発言をいたしましたことが、問題として取上げられたようであります。その日の朝の新聞に、林國務大臣の身上について報道されたものがありましたが、その際に現われましたので、私はこれを意外とし、また同僚としての友誼を重んじまして、私の知つておる事実を開議前に林さん席上におきまして閣僚諸君にも告げた

のであります。新聞報道がなければ

たいであります。

きいくつかの点を残しております。私は総理大臣が良心に訴えて、みずから

よりますれば、安全通信と称しまして、電報通信に対して新たなる意義状

態にはいつた所があるようであります。

でもお疑われますのは、私どもの不

徳と申すほかはありません。少くとも

私は、開議決定をもちまして主管を命

ぜられております限り、これを政争の

具に供したり、一派の意に偏らない人

を暗殺したりする道具に使うよしなこ

とにします。

林大臣に關しては、ただいまはこれ

以上申し上げかねまするが、ただいま

御質問の一般論として、公職選否の資

格審査に關して何かうしろ暗い印象を

與えるような御質問があつたのであり

ます。資格審査は公人にとりまして

まことに重大なことでありますから、

委員会におきましても、幾度か繰返し

慎重審議せられるのであります。最終

決定にはなかつて到達しないのであり

ます。それが途中において一應中間的

決定に達したということがときどき外

部に漏れることがあります。御

同様であります。従つて、発表し得る

ときがきましたならば、何人が聞いて

もそれはもつともあると首肯せられ

ます。この点は検察権の行使とまつたく

もとに重大なことでありますから、御

同様であります。従つて、発表し得る

ときがきましたならば、何人が聞いて

もそれはもつともあると首肯せられ

權威に関するため、取消しの意味を含んだる遺憾の意を表されたのであります。記者團に対しても取消しの意を含んだる遺憾の意を表されたならば、國會に對してやはりその間違いであったことを明らかに取消されなければならぬ。(拍手) 同一の事柄において、一方の記者團に對しては、取消しの意味において遺憾の意を表し、國會においてはこれを表しないといふことは、一体これは先ほどから諸君が言われる通り、國會を無視する態度でござります。

あなたは、七月一日の施政方針演説において、萬能民主主義の実行のおもなるものとして國會の尊重を誓われたのであります。そうでなくとも、たまたま民主主義政治を実行すべき責任を負ふべくお互いにあつておあり、その代表者として皆この國會に連なつておる次第でござります。これを無視してあなたは強いて実は白を黒にして答弁をしていかれるのか、それとも白を黒と言わぬでも、白を白であるといふ答弁を黙殺しようとするのであるか。私は他の人ならそろまでは申さぬ。あなたが若しこの黑白を取違えられるなら、すべてのものの破産であります。他の大臣ならとにかく、片山君に限り白を黒と申しては相ならぬ。(拍手) もしも、あなたがこういう態度をとつてかかるならば、それは日本の進歩すべき政治コースの非常なる障害になるだけではございません。日本のある点における政治上の進歩に對して、非常なる障害をあなたによつて與えられるという事實を、あなたは御承知を願わねばならぬのであります。(拍手)

こうした意味であなたの責任がある。

良心的のお答えを願わねばならぬ。事

は簡単であります。何をどうと言ふ必

要はない。それだけに、あなたの答弁は絶対必要であり、決定的に方向づけられておるのであります。いわく、間違いは間違いとしてあなたは演説をさるがよろしい。そしてあなたの地位を、間違いであつたがゆえに、そのことだけ追究しようといふ者はそれは多くはなかろうとは思つておる。そこで、私はあなたに特にお願ひいたしました。あなたは日本の國會及び内閣の信用をつなぐために、良心ある御発言を願わなければならぬ。へだこの一言をもつて、あなたに特に御答弁を頼ります。(拍手)

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 先ほども申し

ました通り、私が中野四郎君の御質問

に對しましてお答えいたしました言葉

のうち、非常に説明の足りなかつたこ

とがあります。その点は報道機関等に

ました通り、私が中野四郎君の御質問

に對しましてお答えいたしました言葉

よりなことをいたしたけれども、結局語免をしたのだと、はつきりお答えになりましたが私は正直いと思う。それ以外の御答弁は、この際すべてのことをやめに葬らんとする、まつたくあなたにはふさわしからざる、へたな御答弁であります。このことにようもな間違いが起つたために、か

つてあなたを陥れるための何らの悪意をもつ質問ではございません。この

点は御信用を願いたい。重ねて御答弁

をお願いします。

〔平井義一君登壇〕

○平井義一君 私は、財政運営の明朗

を期する意味において、國務大臣の進

退に關して質問いたしたいと考えるの

であります。片山総理大臣、芦田外務

大臣、西尾國務大臣、鈴木司法大臣並

びに林國務大臣の責任ある答弁を要求

いたします。

國政運営をガラス箱の中で行います

ことは、社會党首班内閣の最大のモッ

ドトであります。國政運営がすべて新

しい日本國憲法の精神に則つて行われ

ることは、申すまでもないのです

ます。申すまでもないのです

ます。申すまでもないのです

ます。申すまでもないのです

ます。申すまでもないのです

ます。申すまでもないのです

ます。申すまでもないのです

申すまでもないのです

す。いわんや、林國務大臣が新聞發表に至つたごとく、何らか虚構の事実が

報告してその承諾を求めるべくなならないと主張いたしたいのであります。

〔片岡三郎君登壇〕

○岡伊三郎君　早晩應急施設並びに
恒久対策事業について質問いたしま
す。

を期せらるるは、國政黒眉の急務と存
ぜらるるにつき、本事業に対しては、
水害費と同様に速やかなる助成の途を
講ぜられねばならぬと信じます。

りました結果、十二日の午後四時、
世田谷局においては電報が百五十通停
滞いたし、また墨局においては五十
八通の停滞をいたしておりますのであります。

國務大臣の勇退を求められたことに関し、片山總理大臣以下芦田、鈴木、西

尾各國務大臣の明確なる答弁を求めて、
同時に林國務大臣の、國政担当の責任
者として、自己の進退に関し、これま
大明確、率直なる答弁を願いたいので
あります。

いことは、新憲法第九十九條におきま

今夏の旱害は関西並びに関東一円にわたり、その被害激甚をきわめ、特に大坂・京都・奈良・千葉・神奈川・兵庫・和歌山・茨城等廣く二十余縣に及ぶの状態であつて、さきに政府においても深くこれに考慮を拂われておりました際、たまゝ、今秋關東の大水害に遭遇し、政府はこの対策に大わらはであつて、早魃に対する觀念はその陰にかくれ、忘却と言わざるまでも、ほとんど放棄

質問の要旨を述べた次第で
（拍手）

す。もし厳正にして権威ある中央公職資格審査委員会の決定を待たずして公職

の民主的運用の重大なることを説明しておるのであります。憲法を尊重し擁護するのであります。

ことに遺憾にたえないものであります。顧みるに、旱害撲滅施設においては、農民は一粒の米麦を確保するのに血のにじむ思いをいたし、その絶力を結集す

の再来をおそれる。これよりはなはだしきはないと断せざるを得ないのであ

除いた御列席の今お願いした大臣に、十分責任のある御答弁をお願いする次

て行使する慣例をつくるに至れば、憲法破壊の暴挙またこれよりはなはだし

○國務大臣(片山哲君)、林國務大臣は御病氣のゆえをもつて欠席されており

謹は、閣僚の大部分と……（発言する者あり）よく聞いてください。——意見、

○議長(松岡駒吉君) 小澤佐重喜君発
のであります。

と考えるのであります。委員会の決定以前に公職追放を理由として、または

題につきまして、片岡伊三郎君を指名申上げます。

く一日も安んじて政治を諦めるわけにはいかないのであります。私はむしろ

一
絶言を許しませう。

阪、京都、滋賀等の近畿地方を中心としたしまして全國十七府縣にわたり、実に甚大なる損害を本年度の農作物の上に及ぼしておるのであります。これを氣象關係から見まするならば、奈良縣のことは、明治三十年に奈良縣に測候所が開設されて以來初めての雨量の少い年でありますて、平年のわずかに四六%程度しか降雨を見なかつたのであります。このために、積付以前から水不足が懸念されまして、作付不能に陥つたところの面積も相当廣いのであります。ようやくこれらの作付不能の面積に対しまして対策を行ひまして積付されたものが、七月二十一日から約十日間、八月一日から九月十三日にわたる四十三日の長きにわたりまして收穫的には少量の雨を見たのであります。が、ほとんど降雨を見なかつたために、全國十七府縣にわたりまして收穫皆無の耕地をたくさん出しておるのであります。これを概括してみまするならば、昭和十四年の大旱魃に罹るとともに、昭和十四年は被災を受けたのであります。

は受け取れないのであります。しかしながら、先ほど片岡君も指摘せられましたように、この早魃対策が、その後東北、関東を襲いまして大水害のため、しさかに陥に陥れた感じがするのであります。しかも、東北、関東水害に対する対策並びに六・三制等の予算のために、財政支出の面において政府も苦しい立場にあることは、われくへは諒とするのでありまするが、今回の追加予算にわざかに五千万円しかこの旱魃対策費として見積られておらないということは、われくへとしてきわめて遺憾に存ずるのでありますて、わざか五千万円の旱魃対策費をもつて、させまつた供出問題に対処せんとする政府の態度は、どうしても納得いきかねるのであります。

もちろん農林省といたしましては、この旱魃に対しまして、石油の配給その他あらゆる努力は試みられたでありますようが、九月十日農林省の開拓局で集計いたしましたこれらの旱魃対策費、すなわちポンプの設置購入、井戸の掘鑿によつて地下水による灌漑等のいろいろの施設並びにポンプを動かすための電力費、石油代等農民が現実にこの対策のために支出した額対策費は、三億五千七百万円余の金額に上るのであります。われくへは、この査定はきわめて遺憾に存ずるのであります、これに対して農林省がわざか一億七千二百四十五万円というものを大藏当局並びに経済安定本部に要求しであるはずであります。それにもかかわらず、今回わざかに五千万円しか經費が計上されておらない。

のいわゆる特殊重粘土地帶に対する早魃の田面廻急復日対策費としての一億五千七百万円という要求もあるのです。これらは早魃に対する應急対策の經費は、少く見積りましても二億五千元万円に達するのであります。従つてわれ々としては、この問題に対しまして各党各派を超越して、少くとも農林省の要求しておるところの最低の二億五千万円を追加予算から支出してもらいたいということを、この際政府に強く要望したいのであります。

政府が今回計上しております五千万円は、しかも公共事業費といふことになつておりますが、それならばこの五千万円では、公共事業費と見られない石油代あるいは電力代等の補助の方法がないのでありますから、少くともあと一億円の金額を捻出してもらいたいと同時に、それは公共事業費としての面でなく、これらの石油代あるいは電力代等の經費をも補助できるような方策をとつてももらいたいのであります。

平野前農林大臣並びに和田経済安定本部長官は、すでに和歌山縣、奈良縣等の旱害地を実地に調査されまして、それより農民に対しまして、政府は十分処置を講ずるということを約束いたしましたして、農民の最後の努力を要請しておりますのであります。それにもかかわらず、いろいろ財政上の都合もありましようが、これらの緊急絶対支出しなければならない經費を計上せずに何の健全財政があるかということを、われわれは問いたいのであります。

しかも、今回のこの旱魃のために苦心をして、和歌山縣のある農民のこと

きは、旱害地を朝早く見まわり、朝露を踏んだそのぞうりの水を搾つて稻にかけたと、いう実例すらあつたのであります。この問題は、さしあつておる三千五十五万石の供出問題と申しますが、たゞ本年度の予算もきわめて深い関係をもつておるということを十分認識せられまして、重ねて申しますが、たゞ本年度の予算の組替を断行いたしましても、少くともあと二億円の予算をぜひこの旱害対策のために費してもらいたいが、はたしてこれをやるだけの意願が政府にあるかどうか、この点をはつきり聽かせてもらいたいのであります。

なお旱害は、おそらく自然條件に左右される日本の農業から見まするならば、毎年起ることと思ひるのであります。従いまして、旱害の恒久対策についても、今からこれを実行すればならないと思うのであります。政府は明年度の予算においては相当この点について考慮するということが傳えられておりますが、はたしてこれを実行する意思があるかどうかということを、重ねて伺いたいと思うのであります。

なお和歌山縣のごときは、昨年末の南海の震災、さらに本年七月の水害等のために、地方財政としてきわめて苦しい立場に立つておるのであります。旱害対策の予算につきましても、國からの相当多額の補助がもらえるといつておりまするが、かりに五千万円以上支出されないとするならば、これらの地方議会の予算決議が一体どうなるかということ。併せて考えてもら

たいと思うのであります。
いろいろ伺いたいことはたくさんあります
りますが、さしあたつて供出問題と
きわめて深い関係にありますするところ
のとの旱害應対策の經費につきまし
て、政府は予算の面から少くとも一億
円をひねり出してもらいたい。もしも
予算の面から出すことができないとす
るならば、現在なお十八億円残つてお
るという予備金を至急支出して、農民
をして今後の増産意欲を積極的に燃や
さしめると同時に、本年度の供出に対し
まして十分協力できる態勢を講じて、
ただきたいと思うのであります。この
点につきまして、大藏大臣、農林大臣、
經濟安定本部長官並びに片山内閣總理
大臣の明快なる答弁を煩わしたいと思
うのであります。(拍手)

く水害も慘憺たる結果であります。あの旱害のときにおける、農民のまことに拷問にかけられたがごとき辛苦を見ましたならば、何人も同情を禁じることは能わないと思うのであります。

今社会党の同僚のお話の通り、平野農林大臣はその現地に立つて、農民に対しても政府がとるべき処置の約束をされたのであります。たとい農林大臣は遙かうとも、現内閣としては、この責任があると確信をいたします。その点については、今回の追加予算においていろいろの事情のために十分の処置ができるなかつたということは、まことに遺憾であります。しかし、なほ処置をしておりましたが、重ねて、この点について大蔵当局の今後の所信を伺いたいのであります。

なお、この旱害対策は決して一時の機械や油の問題ではないのであります。今後の恒久対策が日本の農政上今まで手ぬかりがあつたというのに大きな原因があります。同時に現在の農村が、今までとやこう言われるもの、地主の負担において土地改良が行われてきたのであります。これが今回の農地改革によつて一変をいたしております。この態勢に対する水利組合は、農業の土地に対する金融的措置は

つく水害も慘憺たる結果であります。このことについて世間国民は、食糧生産の対策が幾多講ぜられておるものと安心をいたしておりましたが、これほど大きされたのであります。たとい農林大臣は遙かうとも、現内閣としては、この責任があると確信をいたしました。その点については、今回の追加予算においていろいろの事情のために十分の処置ができるなかつたということは、まことに遺憾であります。しかし、なほ処置をしておりましたが、重ねて、この点について大蔵当局の今後の所信を伺いたいのであります。

まつたくとられておりません。このことについて世間国民は、食糧生産の対策が幾多講ぜられておるものと安心をいたしておりましたが、これほど大きな手ぬかりはありません。復興金融金庫は一切農業には金を出しておりません。鉱工業その他工業方面には國民の負担の多額の金を注入いたしておますが、農業には一文の資金も融通をいたしておりません。(拍手)かよな現状をもつてするならば、今後の日本の農業の増産は絶対に期し得られません。これについては、從來の政府預金部資金はなくなり、開発團はなくなり、すべての農業資金に代るには、どうしても復金がその金を出さないならば、復興金融金庫がようやく新たなるこの土地に対する資金的措置を講じなければ、農業の再建はできません。また旱害の恒久対策もできません。わずかの國民負担による经常費予算を奪い合うということだけでは、絶対にこれらの実行は期し得られないと確信をいたします。

政府は今銀行制度全般に対する改革案を検討中と承知いたしておりますが、この日本の再建の根底をなす農業再建の根柢をなす農業金融機關に対し、この土地に対する恒久的資金化の問題について、いかなる見解をもたらしておるか。これがはつきりとしまらないければ、日本農業の再建はできないと思ひます。農地改革をやつた政府の責任は当然ここに来ることを承知いたしましたが、それはならぬと思ひります。(拍手)私は、旱害應急対策と併せて、この將來に対する金融的立場から見た農業の一面を大蔵当局に特に伺いたいと

思ふのであります。(拍手)

〔政府委員小坂善太郎君登壇〕田中君、竹山君からきわめて御熱心な御質疑がございまして、私から大蔵省に関する部局についてお答えをいたします。

今回の旱害について、実は政府といつしましても非常に苦労をし、心を碎いておるのであります。私がから申しておるのでありますか、私がから申し上げるまでもなく、現在のわれく、は、どうしても抜くべからざる大きな一つの制約のもとにあります。まあまして、このことを無視しては、われく、は何もなし得ないのであります。今回

に考えておつたのであります。が、御承知のように五十二億円に止まつておなりまして、この中で旱害対策として支出得る金額は、たゞいま御指摘になりましたように大体五千余万円となつておるのであります。この問題については幾多御指摘のよろ点が考えられますので、われくとして、一應の予算の面におきましては、かかる金額を予定しておりますが、なお大きな観点から政治的に問題を考え直しまして、さらに農民諸君の生産意欲の高揚を図るために、また供出意欲の圓滑を期するため、また供出意欲の圓滑を期するために、また特段の考慮をいたしたいと考えておるわけであります。また石油代あるいは電力代等についての御指摘がございましたが、これらにつきましては、別途に何とかいたしたいと考えておる次第であります。

さらに恒久対策につきましては、われくに何とかいたしたいと考えておる次第であります。

われくいたしましては、來年度から相

當年以降におきまして実施いたしたい考えでございます。なお恒久対策といたところの溜池その他の施設を充実いたすとともに、今後水源林潤養、こういう方面にも十分の施設をいたしてまいりたい、こういう考えであります。

なお恒久対策としましては、これはしましても、われくいたしまして、その農業金融といふものがいかない手ぬかりはありません。復興金融金庫は一切農業には金を出しておりません。鉱工業その他工業方面には國民の負担の多額の金を注入いたしておますが、農業には一文の資金も融通をいたしておりません。(拍手)かよな現状をもつてするならば、今後の日本の農業の増産は絶対に期し得られません。これについては、從來の政府預金部資金はなくなり、開発團はなくなり、すべての農業資金に代るには、どうしても抜くべからざる大きな一つの制約のもとにあります。まあまして、このことを無視しては、われく、は何もなし得ないのであります。今回

に考えておつたのであります。が、御承知のように五十二億円に止まつておなりまして、この中で旱害対策として支出得る金額は、たゞいま御指摘にならぬのはここに廢止せられまして、一般的な銀行の定め、すなわちネオラル、バンキング・アクトといふようなものを考えておりますので、またその中の一環といたしまして、農業金融機構の問題を研究いたしておるような次第でござります。はなはだ簡単でございますが、御答弁をいたす次第であります。

〔議長松岡駒吉君〕大森君、發言者を指名願います。

〔議長松岡駒吉君〕坪川信三君、發言者を指名願います。

〔議長松岡駒吉君〕大森君、發言者を許します。

〔大森玉木君登壇〕私は、やみ撲滅に対して私の意見を申し述べ、さらに政府の所信を承りたいと思うのであります。

やみ撲滅は、申すまでもなく國民生活の安定の上において最も必要であります。そこで、今日のやみの大半は、やむをえざるものが多いのであります。また悪性的なやみもあるのであります。また惡性的なやみもあるのであります。しかし、そのおもなるものとして食糧問題を考へてみるとあります。今日の食糧事情から考へて、統制によつて、あるいは鮮魚は何十何

あります。しかし、これはただ一度あります。しかし、これはただ一度あります。しかし、これはただ一度あります。しかし、これはただ一度あります。

〔政府委員小坂善太郎君登壇〕先ほど、旱害に関する農林省の対策についてお尋ねがありました。どうぞござります。(拍手)私は、旱害應急対策と併せて、この將來に対する金融的立場から見た農業の一面を大蔵当局に特に伺いたいと

思ふのであります。(拍手)

〔政府委員小坂善太郎君登壇〕先ほど、旱害に関する農林省の対策についてお尋ねがありました。どうぞござります。(拍手)私は、旱害應急対策と併せて、この將來に対する金融的立場から見た農業の一面を大蔵当局に特に伺いたいと

いたしまして、しかしであります。米は二合五升となつておりますが、その米の二合五升が満足に配給されておらましようかどうか。あるいは二十日、二十三日間といふものが、都会においては少く配・選配をいたしております。そこで、これをこのままにじつとござります。申しますならば、やみをいたさなければ、光日新聞を見ましたごとく、あの最も貴い犠牲者であるといふ判事のようにならなければならぬ。詳しく申し上げる時間はありませんが、この間の新聞を見ますると、やみを裁く判観念いたしまして、配給だけを守つておつた。そのため餓死いたしたといふことを見たのであります。そういうことをしまするならば、私を初め、おそらくこの食糧についてやみをいたさないところが、しかしこういうふうにすれば、やみをしなくてよろしいという考え方があるからどうか、それを承つて私はそれに協力いたしたいとこう思つたのが断言できましようか。この点について政府の方々に、やみはこうであるが、しかしこういうふうにすれば、やみをしなくてよろしいという教えが何があるかどうか、それを承つて私はそれに協力いたしました。どうあります。どうあります。どうありますか。

ます。千八百円ベースということに对しましては、新聞でいろいろ論議いたされておりますが、また政府当局いたしましても、もみにんでおられるようであります。これは千八百円はいけないということを断言いたしました。何かと申しますと、これもこの間の新聞で見たのであります。中華人民共和国において戦前三千元をとつておったところの人が、四万九千倍になつたのであります。百四十七万元をとつているということであります。一箇月の給料であります。日本の現状はどうですか。日本の現状は昭和五年、六年、七年の物價水準價格を、今日は六十五倍に上げました以上は、これを六十五倍にいたすのが当然でなければならぬ。しかば、五十円とつておつたところの給料取りは、三千二百五十円と相なる。また百円とつておつた人は、六千五百円と相ならなければならぬのである。そうしなければ生きていいくことができない。食うためであります。

あるか。やはり、いわゆる大蔵省の資金の足りないがために、その資金のために千倍にいふしたのでありますよ。やむを得ないことである。しかし、タバコは千倍が過当なりと考えられるかどうか。政府におかれまして、政府が千倍のものを賣つて、これは高くないと断言いたしましようかどうか。これは物であります。税金ということを申されますけれども、タバコは物であります。物である以上は、物價を千倍にあげても政府だからといふことがありましょかどうか。この点も併せてお聞きいたしたいのであります。

さらに、時間がないから簡単に申しますが、今日の中小工業に対するところの資金の圧迫、これは資金の圧迫ではないというふうに申しておられます。が、私どもは資金の圧迫だと思う。どういうことかと申しますれば、現在地方において銀行に聞いてみると、地方におけるところの銀行に対しては、預金の半額を重点主義に貸出せよといふことに相なつております。しかしながら、預金はないのである。この間大蔵大臣かどなたかの答弁には、預金は殖えておると言う。とんでもないことだ。私どもは金を借りに行つてよく知つておる。ないのである。その預金のないものをとらえて、半額を貸出せよといふのであるから、これは皆無であるということになる。そこで、地方におけるところの中小工業はどういう状態であるか。中小工業者の状態は実に悲惨なものである。もはや明日に附録、今日にいわゆる餓死せんとするような状態である。これに對して救済の道をいかに考えられるか。これらの点

も併せてお尋ねをいたしたいのであります。また農山漁村に対しましても、私は、農村にも金がない、また漁村にも金がないということを、ここに断言いたす者であります。何かと申しますと、物價高によつて、農村もあるいは漁村も相当の金をもつておると考えておられる當局は間違いである。物價高によつて、悪性インフレという大きな川ができまして、その川に流れ込んでしまつたのであります。ただいまは漁村においても、その資材仕入れのためには第三國人の資金を融通いたしております。というような状態であります。(ヒヤヒヤ)「その通り」)また農村においては、いかがであるか。農村の現状を知らずして、また漁村の現状を知らずして、税の内容をみますと、どういうことになつておるか。税は中小工業に対して昨年の六倍である。また農村に対して昨年は四倍である。しかし、この税収をどうして取るつもりであるか。中小工業に対しましては、私はこう考へている。彼らはミイラとなつておる。ミイラを握つても血も肉もないのだ。こういふものに対しても租税力があるがごとく考へておられるところに間違ひがないかどうか。(拍手)この点を非常に私は憂うるのであります。

さらに、現在あります税務署、それは今まで民間代表が出て、仲裁員といふものを設けて徵稅方法、調査方法を行なうものであります。現在はこれを撤廃いたしました。そうして、役人をおそらく全國には三万人、五万人と、私は數は知りませんが、大多数の

役人を雇やしたのであるううと思う。そ
うして今どういうことをしておるか。
今どういう状態かと申しますと、國民
申告によるという形のものに税申告書
せよといつて、それから呼び出して、
今日も来い、明日も来いというがこと
く、該告人を白州に呼び出しがごとき
状態である。(拍手)民主主義を口には
られるところの現内閣すなわち片山
総理のもとにおいて、總川政治の事務
であつたよなこのやり方は、實に遺
憾に思うのであります。

さらば私は、現在のこの民主主義と
いうことに對して割切れない点があつ
ますので、これを總理大臣にお聽きを
いたしたいのである。何かと申します
ると、終戦と同時に私どもが喜んで喜
けたものは何であつたかと申しまする
と、民主主義によるところの自由と権利の
利であつたと思う。その自由と権利の
民主主義、これが今日のこの形であ
ましようか、これを承りたい。民主主義
義とはすなわち今日のいわゆる官僚政治
ではないと私は断言してよいと思
う。これは民主主義いやない。あらゆ
るもののが國營、國管あるいは公團、
ういうふうにして、今やもうすでに官
僚の支配下にある。國民全体が支配下
にあるというてよい。そういう状態に
なつた。また自由はどこにありましょ
うか。今日ほど不自由な時代は絶対な
状態であります。これらの三点。現在
の民主主義がこれなりや。どういうこ
とか。私はこれが撃切れないのである。この点
を總理大臣に伺いたいのであります。

す。入札工事によりまする復興院関係で、昨年の九月一日より現在に至りますものは七五・六%支拂がないのであります。同じ期間におけるメンテナンス工事におきまして、九五%という恐るべき額が支拂がないのであります。

ところが、ここで御注意を願いたいことは、日本銀行関係におきまして、

これらについてどれだけの金融があるかということを銀行関係の調査するところによりますと、約五十八億円の貸付があるということが推定されておるのであります。そのほかにつきまして、驚くべき資材提供者に対する未拂いといふものがありまして、今日まじ

めなる生産者といふものは破産に瀕しておるのであります。

ここで申し上げたいことは、私は、

いう結果になつておるということを申し上げたいのであります。たとえに、

大風が吹くとおけ屋が喜ぶということ
があります。大風が吹いて人の目にご

みがはいる。盲になる。盲になつたために、こじきか何かするよりほかにな

いので、ねこを殺して三味線をつく
る。ねこを殺したためにねずみが増え

る。ねずみがおけをかじるために、大風が吹くとおけ屋が喜ぶというたとえ

があるのであります。この涉外工事費未拂いのために、今日の物價が暴騰

いたしまして、やみ成金がます／＼拡張するという結果になることを、大藏

当局において御留意を願いたいのであります。

復興金融金庫に対しまして、先般三百億円の骨資としてあります

が、今度の追加予算におきまして、そ

中の四十億円だけは政府の出資になりますのであります。が、あとの二百六十億円といふものは銀行関係に債券の引受けをさせる。ところが、現在進駐軍関係の支拂がありませんので、この引受けが困難だというものが、今日の地方銀行の実情であります。

さて、そういう事情からいたしまして、大蔵当局に私がお尋ねをいたしたいことは、この金額がはたしてどの程度の遅延があるかということをお尋ねいたしたい。そして、この支拂はいつごろ完了する御予定であるかということを承りたい。

さらに第三といたしまして、本年度の既定予算ないし追加予算において、この点についてどのくらいの見積りをしておるかということをお尋ねいたします。

さらに、この工事につきましては復興院と大蔵省で別々の査定をして、その間によつちゆう争いがあつて、査定が遅れておるというのが業者の言ふところであります。この点につきまして、これらの工事について、その査定がいつ完了するかということを復興院関係から、また大蔵省関係から、はつきり御答弁を願いたいのをあります。

さらに申し上げたいことは、何と申しましても特命工事は会計法上かなりの問題があろうと思ひます。そこで、こういう金を支拂います場合に、殊に復興院と大蔵省との間にまち／＼の見解があります。そこで、会計法上何らかの問題が起らないかどうか。もし起つてこのことが遅延するものであるとするならば、この際政府當局は会計法について臨時措置法を

提出してでもこの問題を一挙に解決する用意ありや否やということをお尋ね申したいのです。

その次にお尋ね申し上げたいことは、推定されております八十二億円について、業者は約一年に五億円の損害をしておるのであります。銀行その他も利息の支拂いが滞つておるのであります。これにつきまして、國家賠償法の見地から、新憲法の精神から、少くとも憲法施行の日にさかのばつて、國家はこれに対して賠償する責任なしや否や、この点についての明快なる御答弁を願いたい。

この場合に一言触れておきますることは、旧憲法におきましては、債務不履行の損害賠償の責任なしと考え方られて、從来はそういう取扱いになつておつたのであります。が、かかる事態に對して、復興院と大藏省において査定の争いから、かくのことき多額の損害利息をかけるということは、すでに国民に対する権利侵害の大なるものであるということになると思うのであります。が、この場合におきまして、賠償責任ありや否やということをはつきり御答弁を願いたい。

以上、簡単でありまするが、両當局にお尋ね申し上げます。(拍手)

〔政府委員小坂善太郎君登壇〕

○政府委員(小坂善太郎君) 角田さんから涉外工事費逕延に關していろいろ御指摘がございました。お答えを申し上げます。

一体この終戦処理費に關しましては、これは戰後の日本、われく國民がどうしても負担をなればならない一つの義務であるのでありますが、

われくといたしましては、これの支
出の國民經濟全般に対しまる影響に
鑑みまして、最も慎重に、最も細密な
る思料をもつてこれを見ておるのであ
ります。御承知のように、先般の議會に
において御協賛をいたしました昭和
二十一年法律第六十号によりまして御
決定をいたいたしたことありますが、
終戰處理費の大部をなします涉外工
事費に關しまして、これを大藏大臣が
最後において、査定をする機能を附與
せられておるのであります。この涉外工
事の支拂請求書を出しまする際に
は、地方廳から職災復興院を経て、あ
るいはこれが維持管理費の部面に關し
まするものにつきましては終戰連絡事
務局を通しまして、大藏省に参ります
わけであります。大藏省といたしまし
ては、先ほど私が述べました趣旨に基
きまして、十分これを精査して、いや
しくもこれが不当な國民の負担になり
ませんように考えておる次第でござい
ます。その結果といたしまして、い
ろいろと審査の途上におきまして遅延
ということもあるいはあるかと存じま
すが、大藏省のみの部分に関しまし
ては大した遅延はないのであります。
しかしながら、これは御指摘もありま
したように、政府支拂が遅延いたしま
することは、これはまわづて産業資金
を圧迫することになりますので、極力
大藏省といたしましては復興院あるい
は終戰連絡事務局あるいは地方廳とも
連絡をとりまして、この支拂の促進を
いたしておるわけであります。

に、三百九十九億円のうち約半分が新規工事で、半分が物價騰貴によるものであります。大体御質問の点について、さようお答えを申し上げます。

○角田幸吉君 私の質問と違っている点がありますので、簡単でありますから、ここからお許しを願いたいと思います。

○議長(松岡駒吉君) 発言を許します。

○角田幸吉君 大藏次官にお尋ね申上げました点は、この遅延をしておる八十二億円と私の推定いたしておりますものについて、本予算並びに追加予算においてどのくらい計上してあるのかといふ質問であります。この点についての御答弁を願いたい。

もう一つは、およそこれらの遅延の結果、地方銀行の資金に非常な遅延をしておる。いつごろまでにこれが解決できる見込みであるか。

もう一つは、國家賠償法の見地から、遅延利息について賠償の責任があると考へておるか。

この三点をお尋ね申し上げたいのであります。

〔政府委員小坂善太郎君登壇〕

○政府委員(小坂善太郎君) ただいまお答え申し上げましたように、これは十分に精査いたしまして、その結果に基づいてお支拂をいたしますので、八十二億円のうちどのくらいを予定しておるかと言われまして、正確な数はまだ申し上げにくいのであります。大体におきまして、今までの実績から考えますと、二割くらい減つてお

るが通例のようになります。

さらに、この利息の点でございます。

が、これは私ども目下いろいろと実

情に即しまして考えなければならぬと

いうふうに思いまして、その遅延の理

由がいずれの側によつて起きておる

か、すなわち政府の側における瑕疵に

あるものか、あるいはやむを得ざるもの

かというよりは、ものによつていろ

いろ違うと思ひますが、その個々の

例について考えてみたい、かように考

えております。

○議長(松岡駒吉君) これにて自由討

論を終了いたしました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 片山 哲君

司法大臣 鈴木 錠男君

厚生大臣 一松 定吉君

商工大臣 水谷長三郎君

運輸大臣 萩米地義三君

通信大臣 三木 武夫君

國務大臣 西尾 未廣君

出席政府委員

農林復興院総裁 阿部美樹志君

經濟安定本部長官 永野 重雄君

大藏政務次官 小坂善太郎君

司法事務官 奥野 健一君

農林次官 笹山茂太郎君

農林事務官 伊藤 佐君

通商政務次官 田中源二郎君

通商政務次官 雄熊 三郎君

〔第五十二号参照〕

職業安定法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

本案は職業行政の重要性に鑑み、從來の労務統制配置を目的としたる現行の職業紹介法を廢止し、新憲法の精神に則りたる法律を制定せんとするもので、政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導並びに政府以外の者の行う職業紹介、労務者の募集及び労働者供給事業について規定し、機構としては公共職業安定所を設置すると共に、職業安定委員会を組織する等、職業行政の民主化を意図している。

二、本法案の目的

本法案の目的は職業行政本來の目的たる國民に対する奉仕を主眼とし、旧來の如き職業關係における封建性を打破することに努め、特に憲法の改正により、基本的人權の尊重が確立せられたる現在、憲法第二十二条の職業選択の自由の趣旨を尊重しつつ、各人の有する能力に適当な職業に就く機会を與えることを計ると共に、適切なる職業指導並びに職業補導を行ふことによつて技能の向上を計り、事業に必要な労働力を充足し以て職業安定を図ると共に、經濟の興隆に寄与することにある。

三、議案の修正請求理由

現下の生産危機突破の前提は労働問題の合理的な解決にあり、就中、顯在、潜在の失業者の大群を擁する我が國の現状においては、これが原儲えの方策を講じ職業の

供給の適正なる調整をなし、國民労働力を最も有效地發揮させることとは喫緊の課題であつて本案は概

ね妥当と認められるが、ただ

い、婦人の職業紹介、職業指導及

び職業紹介の重要性に鑑み、職業安定委員会の構成に女子をも加える必要があること。

四、本法施行の期日について

ハ、本法施行の期日については、政令にこれを委ねることは妥当

は、更にこれを明確に規定する必要があること。

五、本法施行の附帯決議

ハ、本法施行の附帯決議は、別紙通り修

正議決した次第である。なお次の附帯決議を議決した。

一、労働力の需給供給の調整等、労働計画の立案に當りては、労働省を中心として各産業廳との連絡を密に総合計画を樹立すること。

二、職業に関する行政の特殊性に鑑み、職業關係行政官の任用その他の人事に関しては、官吏制度における如き資格、経験等にとらわれることなく、客観的に考慮の上、人材の登用をなすべきこと。

三、職業安定委員会の機構並びに運用について、單なる形式に終らざるよう考慮を拂い、民主的なる実際活用に努めること。

四、都道府縣知事に対する監督に當りては、地方自治法との調整に慣重なる態度をとり、摩擦のないよう特に考慮を拂うこと。

五、本法施行に要する經費

本法施行のために要する經費は、本年度分として、二百十九万六千円を予定しているが、追加予算として計上せられるはずである。

右報告する。

昭和二十一年十月三十日 労働委員長 加藤 勘十

衆議院議長 松岡駒吉殿

職業安定法案の一部を次のよう

に修正する。

第十二條 公共職業安定所の業務そ

の他この法律の施行に関する重

要項を審議させるために、中央職

業安定委員会、都道府縣職業安

定委員会及び特別地區職業安

定委員会を置くことができる。

中央職業安定委員会は、労働大

臣の請間に、特別地區職業安

定委員会は、労働大臣又は関係都道府

縣知事の請間に、都道府縣及び地

區職業安定委員会は、関係都道府

縣知事の請間に應じて第一項に規

定する事項を調査審議する外、必

要に應し、關係行政廳に建議する

ことができる。

公共職業安定所長は、關係があ

る特別地區職業安定委員会及び地

區職業安定委員會に対し、意見を

求めることができる。

職業安定委員会は、労働者を代

表する者、雇用主を代表する者及

び公益を代表する者○でこれを組

織する。職業安定委員会の委員のうち一名以上、労働側をも代表する者及び雇用主

を代表する者は、各、同數とす

る。

中央職業安定委員会の委員は、

労働大臣がこれを命じ、都道府縣職業安定委員会及び地区職業安定委員会、特別地区職業安

定委員は、関係都道府縣知事が推

薦した者について、労働大臣がこ

れを命ずる。

都道府縣職業安定委員会、特別

地区職業安定委員会及び地区職業

安定委員会は、一箇月に一回以

上、中央職業安定委員会は、三箇月に一回以上、これを招集しなけ

ればならない。

職業安定委員会は、必要がある

と認めるときは、その業務に関

する事項について、關係行政廳

に、報告を求めることができ

ればならない。

職業安定委員会は、必要がある

と認めるときは、その業務に関

する事項について、關係行政廳

に、報告を求めることができ

ればならない。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、兩

及び宿泊料を支給するものとする。

職業安定委員会の委員には、旅費、日当

及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、兩

及び宿泊料を支給するものとする。

職業安定委員会の委員には、旅費、日当

及び宿泊料を支給するものとする。

前項に定めるものの外、職業

安定委員会について必要な事項

は、政令でこれを定める。

(原稿用印) に對する不介入

第二十條 公共職業安定所は、芳賀、原、行に對する中立の立場を維持す

るため、現に争議行爲が発生して

いる事、原、行の事務所の立場の

明瞭な立場の立場を明確に

する。

國有林野事業特別会計 六千六百万円

國有鉄道事業特別会計 三千七百万円

通信事業特別会計 八億六千万円

等であつて、特別会計において予備費の減額修正を差引して歳出増加額は二十二億七千五百万円となる。

以上の経費の財源は主として各特別会計の事業収入の増加見込によるが、不足する場合には、多くは予備費を修正減少して支出に移す等の方法により、公債金収入に財源をもとめたのは、國有鉄道特別会計中工事勘定及び通信事業特別会計建設勘定の所屬職員の給與に関する追加の財源について合計して一億三千百万円が計上されているだけである。

二、可決の理由

官公廳職員の給與を引上げる必要はすでに予算補正(第四号)において認めたものであつて、現狀においても同様の事情の存在していることを認め、本予算を可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十二年十月三十日

予算委員長 鈴木茂三郎

衆議院議長 桜岡駒吉殿